

令和6年 5月23日
令和6年 5月23日

令和6年第2回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第67号

令和6年第2回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年5月15日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和6年5月23日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議案件

報告第2号 令和5年度南部町繰越明許費繰越計算書について

報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例の一部改正について）

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度南部町一般会計補正予算（第10号））

議案第40号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第1号）

議案第41号 令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）

議案第42号 令和6年度五色ヶ丘果樹団地再生工事に関する契約の締結について

議案第43号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

議案第44号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○開会日に応招した議員

谷 田 光 雄君

荊 尾 芳 之君

米 澤 睦 雄君

白 川 立 真君

仲 田 司 朗君

細 田 元 教君

真 壁 容 子君

加 藤 学君

滝 山 克 己君

長 束 博 信君

三 鴨 義 文君

板 井 隆君

亀 尾 共 三君

景 山 浩君

○応招しなかった議員

な し

令和6年 第2回（臨時）南部町議会会議録（第1日）

令和6年5月23日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和6年5月23日 午前11時20分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 報告第2号 令和5年度南部町繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例の一部改正について）
- 日程第7 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第8 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度南部町一般会計補正予算（第10号））
- 日程第9 議案第40号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第41号 令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第42号 令和6年度五色ヶ丘果樹団地再生工事に関する契約の締結について
- 日程第12 議案第43号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第13 議案第44号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 報告第2号 令和5年度南部町繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例の一部改正について）

て)

- 日程第7 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第8 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度南部町一般会計補正予算（第10号））
- 日程第9 議案第40号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第41号 令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第42号 令和6年度五色ヶ丘果樹団地再生工事に関する契約の締結について
- 日程第12 議案第43号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第13 議案第44号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

出席議員（14名）

1番	埴田光雄君	2番	加藤学君
3番	荊尾芳之君	4番	滝山克己君
5番	米澤睦雄君	6番	長束博信君
7番	白川立真君	8番	三嶋義文君
9番	仲田司朗君	10番	板井隆君
11番	細田元教君	12番	亀尾共三君
13番	真壁容子君	14番	景山浩君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 田子勝利君 書記 ----- 本田秀和君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 陶山清孝君 総務課長 ----- 田村誠君
総務課課長補佐 ----- 石谷麻衣子君 税務課長 ----- 三輪祐子君

町民生活課長 ----- 渡 邊 悦 朗君 子育て支援課長 ----- 芝 田 卓 巳君
産業課長 ----- 藤 原 宰君

午前 1 1 時 2 0 分開会

○議長（景山 浩君） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は 1 4 人です。地方自治法第 1 1 3 条の規定による定足数に達しておりますので、令和 6 年第 2 回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

1 番、埴田光雄君、2 番、加藤学君。

日程第 2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1 日間と決定いたしました。

日程第 3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 4 報告第 2 号

○議長（景山 浩君） 日程第 4、報告第 2 号、令和 5 年度南部町繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。私のほうから報告第2号ということでございます。
報告第2号、令和5年度南部町繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり令和5年度南部町繰越明許費繰越計算書を議会に報告いたします。

次のページ、はぐります。よろしいでしょうか。なお、この件につきましては、3月の定例議会におきまして、繰越明許費の設定の議決をいただいているもの及び今回専決処分をしたものの一覧表でございます。

内容については、一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、一般会計については11事業、1億1,492万8,825円。

次に、国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり、1事業、41万円。

最後に、公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり、1事業、2,723万4,000円となります。以上、報告いたします。

○議長（景山 浩君） 以上で報告第2号、令和5年度南部町繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

日程第5 報告第3号

○議長（景山 浩君） 日程第5、報告第3号、専決処分の報告についてを議題といたします。
町長から報告を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、報告第3号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

次ページ、専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち、和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙とおりの専決処分をする。令和6年5月20日付でございます。

これは固定資産税の課税誤りにより発生した過大納付に係る賠償金額が30万円を超えないもの、これが31件について和解及び損害賠償の額の専決処分を行ったものでございます。別紙として31件の一覧を添付しておりますので、御覧ください。以上、報告いたします。

○議長（景山 浩君） 以上で報告第3号、専決処分の報告についてを終わります。

日程第6 議案第37号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第37号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 議案第37号、専決処分の承認を求めることについて、これは南部町税条例の一部改正についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次ページが専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、南部町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。令和6年3月29日付でございます。

これは令和6年度税制改正に基づく地方税法等の一部改正に伴い、南部町税条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

○議長（景山 浩君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長でございます。初めに、個人住民税に関する改正について2点御説明をいたします。

1点目は、定額減税の実施についてでございます。デフレ脱却のための一時的な措置として令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税が実施され、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき所得税3万円、個人住民税1万円の減税を行うものです。施行日は、令和6年4月1日としております。

2点目は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例についてでございます。能登半島地震により住宅や家財等の資産に生じた損失は、令和7年度分の個人住民税において雑損控除の適用対象となりますが、令和6年度分の個人住民税において雑損控除の適用対象とする特例を設けるものでございます。施行日は、令和6年4月1日です。

次に、固定資産税に関する改正について2点御説明します。

1点目は、土地に係る負担調整措置等の継続についてです。令和6年度の評価替えに伴って現行の負担調整措置の仕組みなどの措置を令和8年度まで継続するものです。施行日は、令和6年

4月1日でございます。

2点目は、認定長期優良住宅の特例に係る申告の見直しについてでございます。新築認定長期優良住宅特例について要件に該当すると認められる場合には、区分所有者から申告書の提出がなくても減額措置の適用を受けることができることとするものです。施行日は、令和6年4月1日です。

次に、町民税、固定資産税、特別土地保有税共通に関する改正についてです。減免事由に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると町長が認める場合は、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。施行日は、令和6年4月1日としております。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長に1点質問があります。今回、専決処分で出された町税条例ですけども、その中にいわゆる定額減税の実施分が入っています。この定額減税の実施分というのは、テレビやニュースなんかでも分かるように国民や地方自治体から非常に不評な内容で、3万円と1万円で4万円というんですけれども、多大な事務負担が自治体にも及んでくるわけです。僅か4万ですね、それ対象にならない人には7万円といいますけれども、僅か賃金上昇が物価高に追いつかないということだけで、今年一年だけでこのような措置をすることが本当に住民の暮らしに役立って、賃金上昇や物価高を抑えることに跳ね返っていくのかという点で非常に疑問だというふうに思うんですね。自治体の長とすれば、本来、このように賃金が増えず物価高に困っている、これは国の施策が大いに責任があるんですけども、そういうときに国が打つ施策としては、町村の長としてはどのような在り方が一番地方自治体に負担なく住民に還元できるというふうにお考えでしょうか。今回のこの定額減税についての御意見をお聞きしておきたいと思います。（サイレン吹鳴）

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今回の専決処分の事項とはいささかかけ離れてると思いますが、せっかくお聞きになっておられますので、お答えしたいと思います。

町長としてこの減税措置が町民にどんな効果を与えるのか、それからいかにすれば一番効果的なのかという御質問だったと思います。私は、その効果というものは決して、この4万円の減税の効果を否定するものではないと思ってます。

しかし、それが今のインフレに追いつくかどうかというのは、非常に疑問はあるなと思ってま

す。したがって、この4万円はあくまでも起爆剤であって、例えば給与所得の方が給与の明細書を見たときに、ああ、多いなと、このことが正気にきちんと結びついて、さらにそれが経済状況に影響して給与が上がっていくという、こういうスパイラルを期待するものだということについては理解するものだと思います。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、申し上げます。国の上位法とか国の政策に対して町長に個人的な見解を求められることについては質疑に該当しませんので、気をつけてやってください。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町政の、住民の暮らしに直接及んでくることですので、私はちょっと見解異なるんですけども、従って注意して質問します。

町長、だとすれば私も同じ考えです。4万円は効果がないことないけれども、このことで即物価が収まったりとか、賃金上昇にならないということになれば、町長が所属しておられる町村会とかで少なくともするときにはこのように町村に過重な負担をかけないようなやり方でやるべきではないかということ声を上げるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。これまでも電気だとかエネルギーに関連する物価高騰対策等やってきましたので、これは国の行う政策が町民に利益があるという考えがあれば応援していくべきだと思いますけれども、一方でそれが与えられる利益と、私ども行政が執行するための労力が合わない、こういう場合であれば国に対して申入れしなくちゃいけない。もう少し様子を見ながら対応していくと思いますけれども、今のところこれは効果を私は期待するものでございます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第37号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第37号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されまし

た。

日程第 7 議案第 38 号

○議長（景山 浩君） 日程第 7、議案第 38 号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 議案第 38 号、専決処分の承認を求めることについて、これは南部町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。令和 6 年 3 月 31 日付でございます。

これは令和 6 年度税制改正により軽減措置に係る軽減判定所得の基準額を見直し、課税限度額の引上げを行われることに伴い、南部町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

詳細については担当課長から説明をいたします。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前 11 時 35 分休憩

午前 11 時 36 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。申し訳ありません。今、先ほど読み間違えました専決処分の日にちを「3 月 31 日」と申し上げましたが、**「令和 6 年 3 月 29 日」**の誤りでございました。訂正しておわびいたします。

○議長（景山 浩君） 税務課長、三輪祐子君。

○税務課長（三輪 祐子君） 税務課長でございます。国保税条例につきまして、初めに軽減措置に係る軽減判定所得の見直しについて御説明をいたします。これにつきましては軽減基準額を算定する計算式のうち被保険者数等に乗じる金額について、5 割軽減については 29 万円か

ら29万5,000円、2割軽減につきましては53万5,000円から54万5,000円へ改正するものでございます。

次に、課税限度額の引上げについてです。こちらにつきましては国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げるものでございます。施行日は令和6年4月1日とし、令和6年度以後の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によることとしております。

以上、よろしく御審議をお願いします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の専決処分の国民健康保険税条例の一部改正、いわゆる支給限度額と2割、5割減額の引上げの幅を、対象者を広げるということの内容です。

その前に、議案の第38号、私どもの手元にある議案書の中の38号、16ページは日にちが5月23日になっているので、これは議案書だから直しておく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、訂正をお願いしておきたい、するべきもんじゃないかということを指摘しておきまして、質問は、町長、支給限度額の引上げについてです。

今回は後期高齢分のみを2万円引き上げて、今までよりも2万円増の限度額が106万円という数字が出ています。先ほど全員協議会では税務課の課長にこの対象となっている10世帯のうちで最高限度額を払う世帯の中でその家族構成と人数と所得を教えてほしいと、低いところ言ったら世帯数が7人で、所得が813万4,036円という数字が出てきました。813万4,036円の7人家族に1年間に106万円の保険税が賦課されるわけですね。この論議になるときはいつも持っている者からもらえばいいんじゃないかっていうところがあると思うんですけども、町長は、この813万の年間所得の方に106万円という国保税の支払いというのは優に1割を超えるんですけども、この現状をどういうふうに思いますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。給与所得を基準に考えれば非常に高額だなと思いますけれども、一般的に国民健康保険ということになりましたら、この800万から想定される所得の評価というものはそれぞれ考え方が異なるんじゃないかと思ってます。その方の生活実態というもの、私も分かりませんので、何とも言えませんが、一定のこの税条例は各市町でそれぞれの対応をしていますけれども、大きくこの金額の高い人のところは変わらないというふうに考えています。一定の御理解をいただきたいなと思っているところです。

午前 11 時 40 分休憩

午前 11 時 41 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

13 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほど質問の中で、当初に比べた専決処分の承認を求めることについての日付については、これは議案第 38 号で処分書には 3 月 29 日とありましたので、そのことでもって訂正する必要ないことを、私の言っている指摘が違っていたことを認めます。どうもすみませんでした。

ついでですが、質疑します。町長、813 万 4,036 円の金額が確かに 106 万では高過ぎかどうかというの、一律に言えないっていうんですけれども、現象として毎年こういうふうに限度額が上がっていくわけで、住民の暮らしているというのそういう、早々は上がっていないわけですね。そういうところ見たときに、こういう国保の、上げるときには、やはり町としてもきちっとどこに問題があって、国に対してのこれまで町村会や県知事会が言ってきた、1 兆円を出しなさいということについてしっかりと行っていかなくてはいけないのではないかなと思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。このままでは国保税を払っている方々が非常に人数が少なくなってくるわ、賦課が多くなってくる、この点についてどのようにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 確かにおっしゃるとおり、国保税加入者、後期高齢になられる方が増えていけばどんどん減っていく、そして給与所得者が増えていけば減っていくという構造的なものを持っています。したがって人数はこれからも減っていくでしょう。そういうことも踏まえながら県は国保の一本化ということを進めてまして、アルファをゼロにするという方向で今、審議は進めているという具合に聞いております。こういう一本化について進んでいけば、その中で改めて国保というものに対して国がどういう措置をしていくのか、こういったことが全国の中で議論されるものという具合に認識しています。課題はあるという具合に認識しておりますが、今、単純に南部町の中でどうする、または南部町の実態が全国の実態から大きくかけ離れるという認識はございませんので、今のところ県の動きを見たいと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）原案に反対ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の国民健康保険税条例の一部改正の専決処分に反対をいたします。理由は、先ほどのいわゆる限度額を上げたことについてです。

先ほどそれまでに2割、5割減額の基準額の見直しについては、全国的にはこの見直しが行われてくる中で各市町村の滞納額が減ってきている現状があり、この2割、5割の基準をさらに広げることは一定の効果があるのではないかと、私たちも感じているところではあります。

今回の限度額引上げの分については中を見ても分かるように、介護分でなくって後期高齢分ですね、ここが上がっているわけですね。後期高齢では参加されてる議員もお分かりのように、その中には今回の岸田政権の全世代型社会保障で子育て支援を各保険に分けると。住民から直接取らないけれどもということで、子育て支援基金の出産一時金でしたっけ、支援金を後期高齢から取っているわけですね。ということは、後期高齢者、払う方々も年間1万円近くの保険料負担増になっているんですよ。今回も結果としてこんなふうに限度額引上げが後期にやってくるということは、このしわ寄せを住民から取らないと言いながらも、地方自治の現場では住民に賦課して税金をより取っていくということにほかならないと思うんですね。こういう仕組みは、私は、やはり地方自治や住民を守る立場にいらっしゃる町長は、国に対して厳しく言わんといけんと思うんですよ。そういうことで言えば、やはり国のやっていることと町のやっていることは直接関連がないと言いますが、大いに関連があつてこういうところにまで及んできていると。私は、町長はこれ以上の税を上げるような仕組みについてはやめるべきだと、しっかりと国がその分を保障しろということを言っていくべきだということを指摘して、反対いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田です。今回のこの議案はるる言われましたけども、最初、真壁議員も反対討論言われました中でも賛成の言葉が入っております。2割、5割軽減の充実なんです。特に2割軽減の人が減って、5割軽減の人が増えたんです。たかが2名か思えばされど2名です。その議案なんです。

あとの話は付け足しって言っちゃおかしいですけど、国の大きな政策の問題言っておられまして、今回は後期高齢からも毎月五、六百円、年間1万円ぐらい取られますが、そのおかげっちゃ

なんですけど、今回、新聞報道によりますと出産育児、出産時の今まで保険が適用なかった費用が保険適用になると、それで個人の負担がないというところまでいくように財源が確保されたということで、後期高齢にとっては自分のひ孫や孫やちが生まれる財源ですので、年間1万ぐらい頑張ろうじゃないかと、私も思いましたので、そのことを一言付け加えまして、この議案には賛成いたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第38号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第38号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第39号

○議長（景山 浩君） 日程第8、議案第39号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 議案第39号、専決処分の承認を求めることについて、これは令和5年度南部町一般会計補正予算（第10号）でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告して承認を求めるものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度南部町一般会計補正予算（第10号）について、次のとおり専決処分をする。令和6年3月29日付でございます。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。それでは、令和5年度南部町一般会計補正予算（第10号）について説明させていただきますので、準備をよろしく願いいたします。

議案第39号

令和5年度南部町一般会計補正予算（第10号）

令和５年度南部町の一般会計補正予算（第１０号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第１条 繰越明許費の追加は、「第１表 繰越明許費補正」による。

令和６年 ３月２９日

専決 南 部 町 長 陶 山 清 孝

資料の２ページ目でございます。２ページを御覧ください。第１表の繰越明許費補正でございます。よろしいでしょうか。１、追加として、３款民生費、２項児童福祉費、事業名については、統合保育所整備事業でございます。金額が２，２４８万２，０００円の補正をお願いするものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

１０番、板井隆君。

○議員（１０番 板井 隆君） １０番、板井です。先ほど全協のほうでも課長のほうからの説明も受けましたが、最初、さっきまでの報告の第２号でもう既にこの金額上がってるんですよね。その後にこういった補正予算が出て、まだ通ってもいないのに明許費には既に報告書に出てる、その点に対する一連の流れについて町長としてどういうふうに思っておられるのか確認を取っておきたいというふうに思いますし、それから全体的な工程表を説明も受けました。１２月に可決されて以来、ずっと統合の建築に対する設計測量等々が予定より大分遅れているところ、この場所に至るまでも議会と執行部とでそれぞれやり取りをしながら最終的に１２月で決まりました。さあ、これからっていうときにこのような状態で本当に予定どおり統合保育所が建つのかという僕ら心配もしているところですけど、その点についての進捗を含めた町長の考えを確認取っておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。議会の議決の順番は重要でございますので、十分に議会当局と協議を進めているという具合に私は認識をしておりますけれども、これが適正でないということであれば、改めてどのような処置をするのかっていったことをまたお諮りしたいと思っております。

それから、統合保育園の問題につきましては、進捗が大きく遅れてるという認識はありませんけれども、ただ、測量試験の中でボーリング調査等を計画していたという具合に聞いております。そのボーリング調査の中の地下水位だとか、砂質土の検査というのは一般的に４月、５月の一番外からの雨が落ちてこないときにやらなければ適正な地下水位の位置が分からないということは

ありまして、そういうことをもって少し工期がずれてるということは聞いておるところでございます。

それよりも、いずれにしましても少しこの事務について、大切な事務処理について失念をしたということに対しましては、町長として議会の皆様におわびしなくちゃいけないと、このように思っております。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） せっかく動き始めたものですので、できる限りスムーズに対応していただきたいというふうに思いますが、今の工程表の中で当初の工程の月日と、それから変更後で4月以降というふうになってて、一つの工期の終点が見えていないような説明書なんですけれど、その点についてはこれは課長のほうでしょうか、どういうふうに対応しているのか、確認を取っておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。今回の議会に対する資料としては4月以降ということでまとめて掲載させていただいておりますが、変更工程というところで事業者からはきちんとした工程表を頂いております。それに基づいて進めていく考えでございます。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） もらっているなら僕らにも見せてくださいよ。それはちょっと、これだとはっきり言って分かりにくい分がある、その赤い部分、それぞれ何月なのか教えってください。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前11時55分休憩

午前11時56分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。大変申し訳ありませんが、口頭で今回提出した資料を訂正というか、追加で説明させていただきます。測量業務につきましては、まず5月末までを予定をしております。地質調査業務につきましては、4月から6月末まで。次が設計業務につきましては、5月から9月末まで。用地調査につきましては、8月末までということで予定をしております。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この件につきまして全員協議会では先ほどのグラフ、表ですね、出ているんですけども、町長、先ほどの板井議員の質疑に対して、議会のほうとで協議して、適正でなければ再度しないといけないって言ってるんですけども、私は適正でないというふうに指摘しておきたいと思うんですよ。

なぜかといいますと、工期が遅れる以前に、これ見てもらったら分かりますが、町長、見ておられると思うんですけども、私たちは3月に議会をしていましたよね、していたんですね。そのときに、例えば2月の段階で遅れていることや、それから3月の段階でまだ予定にも入っていないようなことも分かっている中で、そういうことがあったにもかかわらず町長はこの手続きしなかったのは事務的なことだっておっしゃるんですけども、私は、議会軽視と、それときちっと法や規則にのっとってするコンプライアンス不足だというふうに思えるんですよ。単なる事務的なミスではない。そういうところが、だったら何のために繰越明許を、数字をそろえて予算の中に入れてくるのかという問題ありますよね。そういう点で非常に問題があるし、適正ではないというふうに思うんですよ。町長はこれが適正かどうか議会に判断せえということですか。だとすれば、町長はこれが適正だと考えていらっしゃるんですか、このやり方が。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。私の申し上げた言い方が悪かったら訂正させていただきます。

適正か適正でないかというお話をしたのは、これは先ほど板井議員がおっしゃられました順番の、議会に提案する報告第2号でリストの中にもう入ってしまっている。さらに、後になって議決行為を求めるのは、これは順番がおかしいのではないかと。これについてこれまでも議会の中でこういう順番でやらせていただいたということで私どもはやってきました。議決行為でないものが報告に載っているということになろうと思っています。したがってこれが誤りであれば今後は報告事項においてはこれを除いたものをして、後ほど議決行為に上がったものを新たに出して、報告はまた次の一覧表をどっかで添付するというようなことが望ましいということであればそのように訂正したいと思っています。過去からこのような方法を取ってきたということでございまして、誤りがあればこれは訂正したいということでございます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 板井議員との話を、報告の話で過去にもこういうことがあったっていうことをやってるわけで、そういうことをずっとやってきたわけですよね。それで議会

も認めてるんだと。言ってみたら共同責任ですよって言ってるわけですよ。

私が今聞いていますのは、この中のこのグラフを見て、報告の問題と違うんで、このような経過がある中で、こういうことが分かっているながら繰越明許と予算の中で、特に3月って大事ですよ。そういう経過経ていながら、このことができなかったことは単なる事務的なミスではないじゃないかって言ってるんですよ。それは、予算は議会にかけてから決まるんだと。繰越明許もそうですよ。本来これできてなかったら5年度の決算で一回返してくださいよ、お金を。そういう内容なんですよ。それをあたかも、今回これ専決なんですよ。でしょう。こういうやり方してくるんですよ。これって非常に議会に対して説明不足であり、コンプライアンス違反じゃないですか。そういう認識あるんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。先ほど板井議員にも申し上げましたとおり、職員が失念していた事務ということに対しては、これは反省しなければならないことですし、責任は町長にあるという具合に認識しておりますが、現実に当初から工期はともあれ、工期、それから工程表の中で、全体の中で非常に無理があるということもありますし、明らかに繰越明許の事務手続の誤りだと、失念をしていた事態だということに對しましては深くおわびをしたいと思います。そういう中で今回専決とさせていただきました。その方法しか方法はないという具合に認識しておりますので、非常に問題がある事例だということは十分認識しておりますけれども、ぜひこの保育園の統合の事業の進捗ももちろんですけれども、このような事態が仮にあったときには、町長としては責任を持って専決をしながら事業の進捗を図らなければならないと、このように認識しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、私たちはもう職員からは聞き取りしたんですよ。今聞いているのは、あなたの責任のことも聞いてるんですよ。職員がやってしまった事務的なミスだとおっしゃいますけれども、これは町長がこのような事業に当たるときに当たって何を気をつけないといけないかっていう、今おっしゃったようにあなたは保育園が早期にできること第一に考えているわけですよ。そうじゃないですよ。様々な問題ある中で、これをいかに法律を守って誰もが納得するような取組をしていくことにあなたは最大の責任持ってるんですよ。そこを見ないで、今度の6月議会にも譲りますけども、農振の除外なんかも平気でやってのけるわけですよ、だから。そういうことが今、賛否両論のある保育園問題で住民に納得いくかどうかということをおあなたが考えんといけんと思うんですわ。これは単なる事務的なミスとか問

題じゃないです。あなたの、私は法を遵守する、議会については予算とはどういうものなのかってということしっかりと議会の議決を経てから動くもんだという認識と、持つべきだというふうに思うんですが、どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。法令遵守に対しては全く申し開きはありません。

したがって、法令にのっとって専決で対応するしか方法がないと。このようなことに至った経緯について町長の責任だという具合に認識しておりますが、ぜひこの……。急いで保育園を建てるとかそういうことではなくて、職員の、一生懸命やってるわけですから、それに対して町長は責任をきちんと取って専決処分を議会にお願いし、報告し、そしてその不手際について説明し、おわびを申し上げるといったことが私の仕事だろうと思っています。ぜひ御理解いただいて、統合保育園がきちんと法令にのっとって完成しますことを、皆さんとともに造っていきたいと、このように思ってます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 8番、三鴨です。今、工程表を見ておるんですけれども、町長は担当者も頑張っているとか、お断りをするとかいうようなお言葉がありましたけれども、これを見る限り、本当に私は業者も何をやっとするんだというふうに思います。着手の予定が、もう終わったときでもまだ何も、2月時点で終わらないけんものが着手もしてないなんていうことが起きていますし、実際全協で話を聞いた中で、じゃあこれが年度を越していくと、繰り越すというの分かったどの時点ですかって聞いたら、2月ですっていうわけですね。

さすれば、2月で分かったなら手続はそんなにごちゃごちゃしなくても3月の本会議の中があるわけなので、そこで繰り越さねばならないものはきちんと出せばよかったというふうに私は思ってますし、さらに業者のこともあります、担当者もあります、町長もそういうお考えということではありますが、まず根本的にこの統合保育園問題が通常の毎年やる業務じゃなくって、いかに今にたどり着くまでにいろいろ議論されてきて、通常の業務ではないっていうことを特に肝に銘じて事務を進めていただかないと、これから先またああじゃこうじゃコンプライアンスの問題があるとか何だかんだ起きてくると思うので、通常の業務と違って格別の業務で今回は特段に目を見張って、間違いのないようにしなければならないというその辺の考えを持っていただきたいので、その辺のお気持ちをもう一回聞かせてください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。議員の御指摘のとおりでございます。行政にとって、これまで私の２期目４年間を全てかけた仕事でございますので、特段の業務だというふうに考えています。それがしかるべき手続を失念してたということで、議員の皆さんに専決という格好で御承認いただくということは非常に私も残念ですけれども、これを、専決を町長が執行したといったことも、これも町長としての判断でございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

６番、長束博信君。

○議員（６番 長束 博信君） ６番、長束です。質疑というよりは提案みたいなことになるんですけど、こういう何回か落ち度じゃないですけど何かずれずれが、説明が後手後手に回ってる、これまでしております。そういう意味でいうと、担当課だけでこれやるのが大丈夫かいなという、これから先心配になりますので提案になりますが、何かチームを組んでやられたらどうでしょうか。定期的な会合を持つことによってその進捗が確認できる、その辺はどうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。まだ測量の段階で、このような工程のことで皆様にこうやって御迷惑かけることに対し、大変残念なんですけども、工事については最善の対策を取って最大の効果を得たいというふうに考えています。議員の御提案いただきましたことも考慮に入れながら、どのようにすれば工程どおりの施工ができるのか考えていきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

１３番、真壁容子君。

○議員（１３番 真壁 容子君） 今回の専決処分に反対をいたします。

理由は、質疑の中でも述べてきたのですが、町の行っている事業に対して議会に説明するとか、議案に付すとはどういうことなのかっていうことが私は根本から問われてきてる問題だろうなというふうに思うわけです。

それで、仮にこれが２月の段階で分かって、３月までにほっといた場合どうなるかっていったら、普通は繰越明許ができなければ決算して予算落とさんといけんわけですよね。そういうことは今までやってる役場の中で分かると思うんですね。それをどういうふうにな中で話してるのかど

うか分かりませんが、このようなことが再々議会に出てくるっていうことについての、町長の、法を遵守して、法や条例に基づいた在り方で議会に対応するという点についても非常に欠けているのではないかっていう点が一つですね。

それと、町長自身が自分の任期中の一番大きな仕事だと言いながら、いつもおわびするときは議会から指摘されて、そうであつたら謝りますっていう姿勢ではないですか。今回だって本当に専決が申し訳なかったというのであれば、どうして3月議会が終わってすぐにでも専決しないといけなかった問題でないんですか。それを今まで引っ張って、それが自分の十分責任だといってもそれは口だけです。今後も変わると思えない。

大事なことは、町がやっていくときは公費が使われているから、その公費をあなた方だけの判断ではなくって、議会で決まらないと動かないんだということをやっぱり肝に銘じるべきじゃないかと思うんですよ。そういう点が非常に欠けており、そのこと自体がやっぱり住民から町政への信頼を欠くことになるのだということを厳しく指摘して、今回の専決処分には反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 賛成討論です。

私たちも議会人として執行部に対してはこれまでも、今日もしっかりとくぎを刺してきました。

一方で、この繰越金ですよ、2,248万円、これを宙に浮かせるわけにはまいりませんので、粛々と進めていくためにもこれは皆さんどうぞ御賛同いただきたいと思います。以上。

○議長（景山 浩君） これで討論を終結いたします。

これより、議案第39号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第39号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第9 議案第40号

○議長（景山 浩君） 日程第9、議案第40号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。議案第40号について、南部町一般会計補正予算（第1号）の予算書で説明いたしますので、お願いいたします。

議案第40号

令和6年度南部町一般会計補正予算（第1号）

令和6年度南部町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,765千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,206,765千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月23日

提出 南部町長 陶山 清孝

令和6年5月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

それでは、今回の補正予算については、新たに環境省の補助事業、重点対策加速化事業の採択というのを受ける予定ということになりましたので、二酸化炭素排出削減につながる新規補助事業の創設、それから既存補助事業の単価の増額改正を行い、期間を限定して重点的に補助事業を実施したいということを考えるものでございます。

まず、歳出予算から説明いたします。ページが振ってある4ページの下段を御覧ください。4款衛生費、2項環境費、2目環境対策費は5,376万5,000円を増額し、7,966万9,000円とするものです。これは冒頭申し上げましたとおり、新規補助事業の創設及び既存補助事業の拡充を行うために必要な予算を増額するものでございます。

次に、歳入を御説明します。歳出の上の上段、歳入でございます。上段御覧ください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金は4,997万円増額し、5,099万7,000円とするものです。これは新たに採択を受けることとなった地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を予算化するものでございます。

次に、15款県支出金です。2項県補助金、3目衛生費県補助金は102万2,000円減額し、3,004万3,000円とするものです。これは国庫支出金の採択に伴い、県支出金を減額するものでございます。

それから、18款繰入金です。1項特別会計繰入金、1目太陽光発電事業特別会計繰入金は481万7,000円増額し、2,330万2,000円とするものです。これは既存補助事業の拡充において国庫補助金の対象外となる経費に対して太陽光発電事業特別会計から繰入れを行うというものでございます。

説明、以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 先ほども全協のほうで詳しく説明していただきました。テレビを見ておられる方も多くおられますので端的に伺いますが、先ほど日産の軽自動車の話を少ししました、一つ例を挙げました。日産の軽自動車を買う場合は国のほうで55万円あります。町では先ほど40万と言われましたから、これは町よりも国の補助を使ったほうがお得。ただし、この事業では充給電設備との合わせ技ができるので、そういう方にはこの事業が使われた町の事業のほうがお得ということですね。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。白川議員がおっしゃるとおりになります。

○議長（景山 浩君） 白川議員、よろしいですか。（発言する者あり）

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 2点あります。

1点目、これ委員会審査がなかったので、ここで聞かせてください。4ページの歳入のところで県の支出金が減額になっているんですよね。これは国との交付金との関係だとおっしゃったんですけども、この国から来る再エネ推進交付金っていうのは今回新たに採択された問題で、県の補助金とどんなふうにリンクしてくるのかなって分からなくて、減るという仕組みが分からないんですけども、そこを説明してくれませんかというのが一つ。

もう一つは、質疑の内容は白川議員の内容と同様でして、今回の内容は大幅に再エネ導入に向けて予算が入ってくることによって住民がそれに取り組むことに補助金増が出てくるわけですね。あらかたの今回の補正予算の中の概要をここでちょっと述べていただけないでしょうかということです。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。県の補助が減額になっております。こちらのほうですけれども、今まで太陽光発電システムや燃料電池、あとまきストーブ、家庭用蓄

電池等に使っていましたが、県の補助単独で町は使っております。今までこれを使って町が上乗せをして出していたんですけれども、国の補助に乗られる部分が今回出てきましたので、新たに国の補助との整合性を図り精査したところ、県の補助は取れなくなるものがありまして、その分国の補助のほうに回ってくるという状況になります。

もう一点ですけれども、今回の補助の内容をもう一回説明をということですので、説明をさせていただきます。

継続事業と新規の事業があります。今回、継続事業としましては太陽光発電システム、これは民家の家の屋根に置く太陽光発電パネルですね、こちらのほうを現行が最大出力1キロワット当たり7万5,000円だったものを最大出力1キロワット当たり10万円にするものです。上限額も現行40万円を60万円とするものです。

続きまして、家庭用燃料電池ですけれども、1件当たり12万円を、こちら変更なしですね。

あとは太陽熱利用機器、サンヒーターですね、こちら設置費用の3分の2、上限15万円を設置費用3分の2、上限20万円にするものになります。

あとは家庭用蓄電池ですけれども、1キロワット当たり7万5,000円、上限40万円のものを1キロワット当たり10万円、上限65万円に拡充します。

あとは電気自動車充給電設備、こちらV2Hと呼ばれるものですけれども、設置費用の2分の1、上限20万円だったものを設置費用2分の1、上限50万とするものです。ただし、こちらは電気自動車と同時購入が条件になっております。電気自動車と同時購入じゃない場合におきましては、上限は20万円のままとということになります。

続きまして、省エネ設備ですけれども、設置費用の2分の1、上限7万5,000円を設置費用の2分の1、上限10万円に拡充するものです。こちらは電気の給湯器になります。

あとは新設ですけれども、太陽光発電システム、こちらカーポートを新たに新設するものになります。設置費用の3分の1で上限30万円になります。

続きまして、電気自動車です。こちら蓄電容量の2分の1に4万円を乗じた額になります。別の国の補助事業がありまして、そちらのほうが基本的には高いんですけれども、V2Hと同時購入をされますとこちらのほうが安くなってくるということになります。

続きまして、事業所用ですけれども、太陽光発電システムです。これ屋根置きですけれども、1キロワット当たり5万円、上限が125万円を新設です。

もう一個、事業者用の蓄電池になりますけれども、蓄電池価格の3分の1、上限を159万円になります。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第40号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第40号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第41号

○議長（景山 浩君） 日程第10、議案第41号、令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。太陽光発電事業特別会計補正予算書で説明をさせていただきます。

議案第41号

令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度南部町の南部町太陽光発電事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和6年5月23日

提出 南部町長 陶山清孝

令和6年5月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

それでは、この事業は先ほどありました一般会計の二酸化炭素排出実質ゼロ推進事業で町負担を増額するために組替えを行うものになります。

3ページを御覧ください。歳出から説明させていただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目維持管理費です。481万7,000円を減額し、1,745万7,000円とするものになります。こちらは積立金を減額するものになります。

続きまして、2款環境費、1項環境対策費、1目環境対策費です。481万7,000円を増額し、2,330万2,000円とするものです。こちらは一般会計への繰出金になります。

以上になります。御審議よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第41号、令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第41号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第42号

○議長（景山 浩君） 日程第11、議案第42号、令和6年度五色ヶ丘果樹団地再生工事に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 議案第42号でございます。令和6年度五色ヶ丘果樹団地再生工事に関する契約の締結についてでございます。

令和6年度五色ヶ丘果樹団地再生工事に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、令和6年度五色ヶ丘果樹団地再生工事。契約の方法は、一般競争入札。契約の金額は、8,360万円。契約の相手方は、鳥取県東伯郡北栄町大谷2035の2、リバードコーポレーション株式会社中部オフィス、所長、中嶋健一でございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 原案に反対するものではありませんが、質疑で2点町長にお伺いいたします。

ここに、私たちの議員のタブレットの中に入札結果が入っております。今回、議決するのは5月の23日に今日議決することになるわけですね。入札した日にちが4月の25日で、工期が、着工が令和6年の5月の1日からっていうことになっているわけですね。これは仮に議会のほうの議案のほうで5月の23日に決を採ってしたということは、今日が決めたということになるわけですね。

いろんな事情があると思うんですけども、4月の25日に入札して議会の議決を経るまでかなりの期間があるんですけども、今までそんなに、こういう例もあったかなと思ったのが一つと、恐らく臨時議会開く時期を待ったのかとも思いますけども、今回改めて見ても、一体何を基準に今回の臨時議会の日にち決めたのかっていうの、ちょっとよく分からんのですよ。町長、それで例えば先ほどの専決を求めるようなことなんかについても、より急がないといけないこともあったわけですね。そういうときに町長は、こういう契約なんかの場合も日にちが空けば空くほど業者はもう入札通してるし、あと議会の議決待たさうけど、普通一般的に考えて準備すると思うんですよ。そういう事態ってあまり好ましくないですよ。そういう認識どうですか。

それで、町のほうとしても臨時議会の持ち方等改めるところがあるのではないかと、これは私たちも議運等で協議しないといけないと思うんですが、その点についてどのようにお考えですか。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 休憩をします。

午後0時33分休憩

午後0時34分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。本来は議会の開催日から逆算をして入札をするというのが本来だろうと思ってます。仮契約の期間が長ければ長いだけいろいろな問題が生じるということも議員が御指摘のとおりでございます。

今回のこの五色ヶ丘の果樹団地は御存じのとおり資材が大半を占めています。工事といってもそれを組み立てるだけのようなことだろうと思っています。資材価格が今、非常に高騰している時期でもあって、入札はできるだけ早くして資材の発注は仮契約時点で業者の責任でできるということになっておりますので、そういう意図を持ってやったものでございます。

しかし、契約期間、契約議決の時間があまり長くなりますといろんな面で課題も出ると思いますので、今回はこういう資材が中心になったものでございますけども、道路工事であったりそのような建設事業等によっては大きな問題も出てくると思いますので、この辺十分注意したいと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今初めて聞いた、議会に合わせて今まで入札の日にちを決めたんですか。事業の実施時期によって決めるのと違うんですか、説明された。そこだと思っ

てんですよ。そうじゃなくって、私が言っているのは、事業をしている以上はその事業の計画があるからそこするのであれば、言いたいのは、臨時会開けばよかったんじゃないかっていうこと言いたかったわけなんです。議会に合わせろなんてこっちは当然言ってるのでなくって、それをどう考えているのかっていうこと聞きたいということなんです。

それで、今日のいつもの議案見る限り専決処分等あることですから、そんなに5月の23日まで引っ張らんといけんことなかったんちゃうかなと思うんですけども、それはどうだったのですか。6月議会、議案なんか2つしかありませんよ。その辺で今回の専決の時期ということについてもどうだったのかっていうことを町長はどう考えているのかっていうふうに思ったということで、どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。基本は議会に合わせて入札をするというのが基本だという具合に私はお聞きしております。しかし、臨時議会をやって、早急に急がなければならない事

項は臨時議会を開いていただいて決めるというのも当然のことだろうと思ってます。

今回の場合は、新年度に入って初めての議会の開催には、専決事項であつたり、全てのものがそのときに付さなければならないといったことで、5月の連休等も挟んで非常になかなかタイトな日程があつたというふうに認識しております。その中で、連休前にこうやって発注したものが少し時間を経過してしまったというところは偽らざる事実でございまして、この辺りのところについては検討の余地があるだろうと思ってます。今回、資材が中心だということもあつてこのような日程になったという具合に認識しております。御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第42号、令和6年度五色ヶ丘果樹団地再生工事に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第42号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第43号

○議長（景山 浩君） 日程第12、議案第43号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 議案第43号、和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは固定資産税の課税誤りにより発生した過大納付について、和解及び賠償金額を定めよう

とするものでございます。

和解の相手方は、議案書記載の南部町在住の個人です。損害賠償の額は、64万6,696円でございます。和解の事由及び和解の内容は、議案書記載のとおりでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第43号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

議案第43号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第44号

○議長（景山 浩君） 日程第13、議案第44号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 議案第44号でございます。和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第43号と同様に固定資産税の課税誤りにより発生した過大納付について、和解及び賠償金額を定めようとするものでございます。

和解の相手方は、議案書記載の南部町内の法人です。損害賠償の額は、282万8,597円でございます。和解の事由及び和解の内容は、議案書の記載のとおりでございますので、御審議

よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第44号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

議案第44号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、令和6年第2回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和6年第2回南部町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時42分閉会
